

第43期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月23日（木曜日）
午前10時

場所

大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場

目次

P1 第43期定時株主総会招集ご通知

P6 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
12名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の
報酬額改定の件

[添付書類]

P41 事業報告

P67 連結計算書類

P70 計算書類

P73 監査報告書

〈ご来場自粛のお願い〉

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。
- ・株主総会会場に来場されなくても、パソコンやスマートフォン等を用いて、遠隔地からでも株主総会の様子をご覧いただける「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を実施いたします。是非ご活用ください。



パソコン・スマートフォン・タブレット端末から、
招集ご通知の閲覧と議決権をご行使いた
だけます。

<https://s.srdb.jp/9697/>



株 主 各 位

証券コード 9697
2022年5月31日
大阪市中央区内平野町三丁目1番3号

株式会社カネコ

代表取締役社長 辻 本 春 弘

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、決議事項につきましては、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時となります。）
2. 場 所 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第43期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査等委員会の第43期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額改定の件

以 上

- ◎本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。なお、法令および当社定款第15条に基づき記載されていない連結注記表および個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.capcom.co.jp/>）に掲載しております。
- ◎「株主総会参考書類」ならびに「事業報告」、「連結計算書類」および「計算書類」に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.capcom.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.capcom.co.jp/>）に掲載させていただきます。


[重要なお知らせ]

本定時株主総会運営における新型コロナウイルス感染症への対応について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- 本定時株主総会会場において、株主様の座席は間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。また、会場にご入場いただける株主様の人数を制限させていただきます、当日ご来場いただいても、入場をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承ください。
- 当日ご出席の場合は、マスク着用のうえご来場くださいますようお願いいたします。また、アルコール消毒や非接触方式の検温など感染防止のための措置にご協力ください。なお、マスク着用にご協力いただけない方、検温の結果、発熱があると認められる方や咳など体調不良とお見受けされる方は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- 当社役員および運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- 本定時株主総会の議事は、所要時間を短縮するため報告事項等を簡潔に説明させていただきます。
- 今後の状況により、上記内容を含め、株主総会当日までに状況の変化が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://www.capcom.co.jp/>）にてお知らせいたします。

株主の皆様におかれましては、事情ご賢察のうえ、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内




**書面による
議決権行使の場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時30分到着分まで




**インターネットによる
議決権行使の場合**

次頁のご案内をご確認のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月22日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで



**当日ご出席による
議決権行使の場合**

お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月23日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇株式会社 御中
株主総会日 議決権の数 面

議案	原案に対する賛否
第二号	賛 否
第三号	賛 否

私以上記開票の定款株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。
年 月 日

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛否の記載がなかったものとして処理いたします。

〇〇〇株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

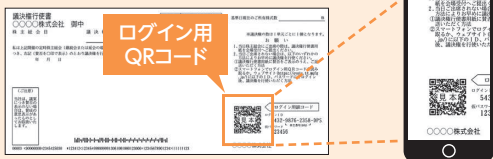
インターネットによる議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法

スマートフォンやタブレット端末で「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

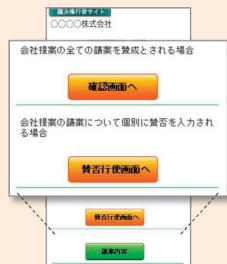
① QRコードを読み取る



議決権行使書用紙副票(右側)

② 議案賛否方法の選択画面から議決権行使方法を選ぶ

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

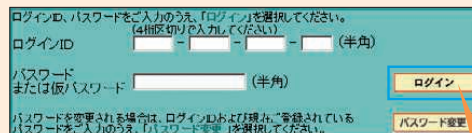
議決権行使ウェブサイト
(午前2時～午前5時取り扱い休止)

<https://evote.tr.mufg.jp/>



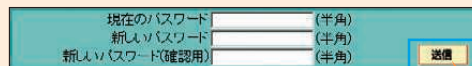
① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

② お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力




「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-173-027**

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」による株主総会へのご参加について

本定時株主総会は、株主総会開催日当日に株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」（以下、「本サイト」という）を通じ、インターネットにて株主総会の様子をご視聴いただきながらコメントを送信することが可能な「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」として実施いたします。

具体的な内容につきましては、同封のリーフレットにてご案内させていただいておりますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

インターネットによる事前のご意見・ご質問の受付について

株主様は、本サイトを通じ本定時株主総会に先立ち、ご意見・ご質問をいただくことができます。

具体的な内容につきましては、同封のリーフレットにてご案内させていただいておりますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

受付期間：2022年5月31日(火曜日)午前9時～6月22日(水曜日)午後5時30分

【ご注意】

- ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- 株主様よりいただきましたご意見・ご質問のうち、株主の皆様の関心が高いと思われる事項については本定時株主総会にて取り上げさせていただき、また、後日当社ウェブサイトにてご紹介・ご回答させていただく予定です。なお、すべてのご意見・ご質問に対しご回答をさせていただくことはいたしかねますので、ご了承ください。
- 加えて、株主様よりいただきました当日のコメントの一部につきましても、後日当社ウェブサイトにて公開させていただきます予定です。

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知の掲載内容をパソコン・スマートフォン・タブレット端末から快適にご覧いただけます。

以下のURLもしくはQRコードよりアクセスいただきご参照ください。

<https://s.srdb.jp/9697/>



議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、将来の事業展開や経営環境の変化などを勘案のうえ、連結配当性向30%を基本方針とし、かつ安定配当の継続に努めております。

当期の期末配当につきましては、上記方針を踏まえ、親会社株主に帰属する当期純利益が過去最高益を更新したことなどにより、以下のとおり1株につき28円といたしたいと存じます。

これにより、すでに実施済みの中間配当金につきましては、1株につき18円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき46円となり連結配当性向は30.2%となります。なお、2021年4月1日付で実施した普通株式1株につき2株の割合による株式分割の影響を考慮しますと、前期に比べ1株につき年間10円50銭の増配となります。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき **28円**
 総額 **5,977,977,152円**

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日(金曜日)

(ご参考) 配当金等の推移

	第39期 (2018年3月期)	第40期 (2019年3月期)	第41期 (2020年3月期)	第42期 (2021年3月期)	第43期 (2022年3月期) (当期)
1株当たり年間配当金(円)	60	35	45	71	46
年間配当額(百万円)	3,284	3,777	4,803	7,579	9,820
連結配当性向(%)	30.0	30.3	30.1	30.4	30.2

- (注) 1. 2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 2. 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
 3. 第43期(当期)の各項目の数値は、本議案が原案どおり承認可決されることを前提としています。

第2号議案、第3号議案および第6号議案に共通するご参考事項

第2号議案、第3号議案および第6号議案の各議案は、当社取締役会のさらなる機能強化に向け、多様性の確保および経営人材力の強化を目的とした取締役の増員について上程するものであります。

当該議案をご提案するにあたり、以下のとおりご説明申し上げます。

【取締役会の機能強化に向けたこれまでの取組み】

当社グループは、『ゲームというエンターテインメントを通じて「遊文化」をクリエイトし、人々に感動を与える「感性開発企業」』の経営理念に基づき、「ステークホルダーとの適切な関係」構築に努め、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組んでおります。

これまでも具体的な取組みとして、以下のような体制整備を図ってまいりました。

- ・1999年7月 執行役員制度導入による経営の監督と執行の分離
- ・2001年6月 社外取締役選任による経営監視機能強化
- ・2002年2月 報酬委員会設置による取締役報酬決定の公正性・透明性確保
- ・2014年6月 取締役の任期短縮による経営責任の明確化
- ・2016年6月 監査等委員会設置会社への移行および社外取締役の増員による取締役会監督機能の強化
指名委員会設置による取締役候補者決定プロセスの透明性・客観性確保
- ・2018年6月 指名・報酬委員会設置による指名および報酬等にかかる課題対応や方針策定などの一貫性の確保、一層の充実化

【第2号議案、第3号議案および第6号議案の議案上程についてのご説明】

当社は、変化を続けるグローバル市場に対応するため、デジタル戦略の推進により、ユーザーの拡大およびコンテンツブランドの価値向上に努めております。

今後も事業環境の変化によるグローバルでの取締役の役割責務の増大に対応し、中長期にわたる持続的な安定成長に向けた確固たる事業基盤を形成するには、経営人材力の強化が経営の重要課題の一つであると認識しております。

当社は、前回定時株主総会において、新たに社内取締役1名の増員をご承認いただき、取締役会の体制整備を図ってまいりましたが、引き続き経営体制の一層の充実と多様性の確保を図り、事業環境の変化に迅速に対応するため、第3号議案のとおり、社内取締役の2名増員および、取締役会のさらなる監督機能の強化に向け社外取締役の2名増員をお願いするとともに、第2号議案において、現行定款第18条（取締役の員数）の上限数の増加をお願いするものであります。

また、上記に加え、優秀な人材の確保のため収益規模の拡大に応じた適切な報酬水準とし、中長期的な業績向上のためのインセンティブを強化するため、第6号議案において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠の増額をお願いするものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正産競法」という）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。

当社は、株主総会においてより多くの株主様との対話を最大限実現させることを目的に、物理的な会場を設けるとともに、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においても株主の皆様のご健康や安全に配慮しつつ、遠隔地の株主様をはじめ、より多くの株主様との対話の機会を確保するため、2020年6月開催の第41期定時株主総会以降、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を実施しております。

しかしながら、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の皆様のご利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときには、場所の定めのない株主総会を開催することを選択肢とすることができるよう、現行定款第12条（招集）に規定を追加するものであります。

なお、当社は、改正産競法の定めにより、当該場所の定めのない株主総会の開催を可能とする定款変更が、株主の皆様のご利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を得ております。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数上限の拡充

当社は、経営体制の一層の充実と多様性の確保を図り、事業環境の変化に迅速に対応するため、社内取締役を2名増員するとともに、取締役会のさらなる監督機能の強化に向け社外取締役を2名増員するため、現行定款第18条（取締役の員数）の上限数を増加するものであります。

2. 変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でない</u>と取締役会が決定したときには、<u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は<u>10</u>名以内とする。</p> <p>②（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は<u>12</u>名以内とする。</p> <p>②（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）12名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）8名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の充実を図り、事業環境の変化に迅速に対応するとともに、取締役会の機能強化と多様性を確保するため、4名増員し、取締役12名の選任をお願いするものであります。

なお、当該議案は第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件としております。

取締役候補者の選定に当たりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬委員会（委員長は社外取締役・委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から審議の結果、当社の取締役として適任である旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役在任期間	取締役会出席状況	上場企業の兼職数
1	辻本 憲三 つじ もと けん ぞう	社内 再任 代表取締役会長 最高経営責任者 (CEO)	39年	10/10回 (100%)	—
2	辻本 春弘 つじ もと はる ひろ	社内 再任 代表取締役社長、社長執行役員 兼 最高執行責任者 (COO)、 販売部門、OP事業管掌	25年	9/10回 (90%)	—
3	宮崎 智史 みや ぎま きと し	社内 再任 取締役、副社長執行役員 兼 最高人事責任者 (CHO)、 コーポレート経営管掌	1年	8/8回 (100%)	—
4	江川 陽一 え がわ よう いち	社内 再任 取締役、専務執行役員 兼 開発部門、PS事業管掌	9年	10/10回 (100%)	—
5	野村 謙吉 の むら けん きち	社内 再任 取締役、専務執行役員 兼 最高財務責任者 (CFO)、 コーポレート経営副管掌	6年	10/10回 (100%)	—
6	石田 義則 いし だ よし のり	社内 新任 専務執行役員 兼 グローバル事業統括	—	—	—
7	辻本 良三 つじ もと りょう ぞう	社内 新任 専務執行役員 兼 CS第二開発統括	—	—	—
8	村中 徹 むら なか とおる	社外 再任 独立役員 取締役	6年	10/10回 (100%)	1社
9	水越 豊 みず こし ゆたか	社外 再任 独立役員 取締役	4年	10/10回 (100%)	2社
10	小谷 渉 こ たに わたる	社外 再任 独立役員 取締役	1年	8/8回 (100%)	—
11	武藤 敏郎 むとう とし ろう	社外 新任 独立役員 —	—	—	—
12	廣瀬 由美 ひろ せ ゆ み	社外 新任 独立役員 —	—	—	—

(注) 1. 取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。

2. 宮崎智史および小谷 渉の両氏につきましては、前回定時株主総会での就任後の出席状況であります。

候補者番号

1

社内

再任



つじもとけんぞう
辻本憲三

生年月日 1940年12月15日
取締役在任期間 39年（本総会終結時）
取締役会出席状況 10回のうち10回出席（100%）
所有する当社株式の数 8,039,560株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年6月 当社代表取締役社長
- 1997年4月 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会理事長
(現 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- 2001年4月 当社最高経営責任者（CEO）（現任）
- 2007年7月 当社代表取締役会長（現任）
- 2010年2月 ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社代表取締役（現任）

[重要な兼職の状況]

ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社代表取締役

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

辻本憲三氏は、当社の最高経営責任者（CEO）として強いリーダーシップ、卓越した先見の明や豊富な経験に加え、迅速な決断力や実行力により、当社グループをけん引してまいりました。また、創業者としてカリスマ性を備えた存在感は、当社の精神的支柱であるとともに、求心力となっております。

これまでの実績から、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏は、ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間で商品購入等の取引関係があります。

候補者番号

2

社内

再任



つじもと はるひろ
辻本春弘

生年月日 1964年10月19日
取締役在任期間 25年（本総会終結時）
取締役会出席状況 10回のうち9回出席（90%）
所有する当社株式の数 6,199,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1987年4月 当社入社
- 1997年6月 当社取締役
- 1999年2月 当社常務取締役
- 2001年4月 当社専務取締役
- 2004年7月 当社取締役専務執行役員
- 2006年4月 当社取締役副社長執行役員
- 2007年7月 当社代表取締役社長、社長執行役員 兼 最高執行責任者（COO）（現任）
- 2016年8月 当社代表取締役社長グローバルマーケティング事業、OP事業管掌
- 2018年6月 当社代表取締役社長OP事業管掌
- 2020年4月 当社代表取締役社長販売部門、OP事業管掌（現任）

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

辻本春弘氏は、当社の社長に就任以降、最高執行責任者（COO）として既存事業の深耕と事業領域の多角化に注力し、コア事業であるソフト開発の強化やワンコンテンツ・マルチユース戦略の推進に加え、アミューズメント施設事業やeスポーツ事業などに取り組んでまいりました。また、環境の変化に対応した機動的なマネジメントや堅実な経営手腕により着実に経営基盤の強化に尽力しております。

今後も当社発展に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

社内

再任



みやざき さと し
宮崎 智史

生年月日 1960年2月23日
取締役在任期間 1年(本総会終結時)
取締役会出席状況 8回のうち8回出席(100%)
所有する当社株式の数 700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1983年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行
- 2011年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行) 執行役員営業第六部長
- 2013年4月 同行常務執行役員営業担当役員
- 2016年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員西日本地区担当役員
株式会社みずほ銀行取締役副頭取(代表取締役)西日本地区担当役員
- 2020年4月 同行取締役副頭取(代表取締役)業務執行統括補佐
- 2021年4月 同退任
- 2021年5月 当社副社長執行役員(現任)
- 2021年6月 当社取締役(現任)
- 2022年4月 当社取締役最高人事責任者(CHO)兼 コーポレート経営管掌(現任)

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

宮崎智史氏は、長年にわたる金融機関での経験を活かして経営全般における基盤強化に取り組むとともに、幅広い識見や知見により当社グループの経営に携わっております。

今後も、最高人事責任者(CHO)として人材投資戦略を推し進めるとともに、管理部門全般を統括することにより、当社の持続的な成長と企業価値の向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

社内

再任



え がわ よう いち
江川陽一

生年月日 1963年11月15日
取締役在任期間 9年（本総会終結時）
取締役会出席状況 10回のうち10回出席（100%）
所有する当社株式の数 8,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
1999年4月 当社第五制作部長
1999年8月 当社執行役員第五開発部長
2011年4月 当社常務執行役員
2013年4月 当社専務執行役員（現任）
2013年6月 当社取締役アミューズメント事業、P&S事業管掌
2016年7月 当社取締役AM事業・OP事業、コンシューマゲーム開発管掌
2019年4月 当社取締役コンシューマゲーム開発、PS事業管掌
2020年4月 当社取締役開発部門、PS事業管掌（現任）

【取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

江川陽一氏は、当社に入社以来、長年にわたり開発、製造、販売やアミューズメント施設運営に従事しているため、高い専門性や豊富な経験、ノウハウを有しております。ゲーム全般にわたる広範な知識や実務に精通しており、またコンシューマゲーム開発の第一人者として、今後も当社の業容拡大に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

社内

再任



の むら けん きち
野村謙吉

生年月日 1955年5月18日
取締役在任期間 6年(本総会終結時)
取締役会出席状況 10回のうち10回出席(100%)
所有する当社株式の数 9,700株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2009年4月 当社執行役員内部統制統括
- 2010年7月 当社常務執行役員財務・経理統括
- 2015年6月 当社常務執行役員財務・経理統括 兼 秘書・広報IR統括
- 2016年4月 当社専務執行役員(現任)
経理・広報本部長
- 2016年6月 当社取締役最高財務責任者(CFO)(現任)
コーポレート経営管掌
- 2020年4月 当社取締役コーポレート経営、企画・戦略部門管掌
- 2022年4月 当社取締役コーポレート経営副管掌(現任)

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

野村謙吉氏は、最高財務責任者(CFO)として財務、経理、IR、広報、リスク管理等に関する専門知識や豊富な経験から、管理部門全般を統括し、中期経営目標達成のため当社グループの強固な財務体制の構築に取り組んでまいりました。また、経営企画・事業戦略の策定、推進等、幅広い領域において当社のさらなる成長の実現のため尽力しております。

今後も当社発展の一翼を担うことが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

社内

新任



いしだ よしのり
石田 義 則

生年月日 1970年3月23日

所有する
当社株式の数 3,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1992年4月 当社入社
- 2005年4月 当社営業推進部長
- 2011年3月 当社CS事業統括副統括 兼 CS営業推進部長
- 2013年4月 当社執行役員CS国内事業統括 兼 CS営業推進部長
- 2016年4月 当社執行役員日本・アジア事業統括
- 2017年6月 当社執行役員日本・アジア事業統括 兼 MO開発統括副統括
- 2019年4月 当社常務執行役員日本・アジア事業統括 兼 MO開発統括副統括
- 2020年10月 当社常務執行役員日本・アジア事業統括
- 2021年9月 当社常務執行役員グローバル事業統括
- 2022年4月 当社専務執行役員グローバル事業統括（現任）

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

石田義則氏は、当社に入社以来、長年にわたりコンシューマ事業に従事しているため、ゲーム業界の市場動向や事業環境に精通しております。また海外事業や開発関連の豊富な経験も有しており、今後の当社発展の一翼を担うことが期待できるため、新たに選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

社内

新任



つじもと りょうぞう
辻本良三

生年月日 1973年10月18日

所有する
当社株式の数 6,183,800株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1996年4月 当社入社
- 2013年9月 当社第三開発部長
- 2014年4月 当社執行役員CS第三開発統括
- 2017年6月 当社執行役員CS第三開発統括 兼 MO開発統括
- 2018年4月 当社常務執行役員CS第二開発統括 兼 MO開発統括
- 2020年10月 当社常務執行役員CS第二開発統括
- 2022年4月 当社専務執行役員CS第二開発統括（現任）

[取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

辻本良三氏は、当社に入社以来、長年にわたりゲーム開発に従事しているため、高い専門性や豊富なノウハウを有しております。ゲーム全般にわたる広範な知識や実務に精通しており、今後の当社発展に寄与することが期待できるため、新たに選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

8

社外

再任

独立役員



むら なか とおる
村 中 徹

生年月日 1965年6月3日
取締役在任期間 6年（本総会終結時）
取締役会出席状況 10回のうち10回出席（100%）
所有する当社株式の数 2,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1995年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
第一法律事務所（現 弁護士法人第一法律事務所）
- 2007年12月 弁護士法人第一法律事務所社員弁護士（現任）
- 2014年5月 古野電気株式会社社外監査役（現任）
- 2015年6月 株式会社スズケン社外監査役
- 2016年6月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

弁護士法人第一法律事務所社員弁護士
古野電気株式会社社外監査役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

村中 徹氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、会社法や金融商品取引法などを専門とする弁護士で、高度な専門知識や幅広い識見、知見を有するとともに、専門的な見地から適法性、妥当性等の提言や助言を行っております。

今後も法的な観点などから取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は弁護士法人第一法律事務所の社員弁護士であり、当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%未満および1,000万円未満と僅少であり、当社の定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

また、同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、37頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、村中 徹氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

【その他候補者に関する事項】

同氏が2021年6月まで社外監査役として就任していた株式会社スズケンは、同氏在任期間中の2020年12月の独立行政法人地域医療機能推進機構(JCHO)の入札に関する独占禁止法違反事件に関し、2021年6月に東京地方裁判所において罰金の支払いを命じる判決および関係者への執行猶予付きの有罪判決が下され、2022年3月に公正取引委員会から行政処分を受けております。

当該事件については、2019年11月に当局の立入調査があったことを契機に発覚したものであり、同氏は発覚後、当該調査への協力、原因究明および再発防止策の策定をはじめとする執行部の取組みについて、監査を通じて、注視し、適宜意見・提言を行ってまいりました。

候補者番号

9

社外

再任

独立役員



みず こし ゆたか
水 越 豊

生年月日 1956年8月29日
取締役在任期間 4年（本総会終結時）
取締役会出席状況 10回のうち10回出席（100%）
所有する当社株式の数 2,400株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1980年4月 新日本製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）入社
- 2004年5月 ボストン コンサルティング グループ シニア・ヴァイス・プレジデント
- 2005年1月 同社日本代表
- 2016年1月 同社シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
- 2016年6月 ライフネット生命保険株式会社社外取締役（現任）
アサガミ株式会社社外取締役（現任）
- 2018年1月 ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー（現任）
- 2018年6月 当社社外取締役（現任）
- 2019年6月 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会理事（現任）

【重要な兼職の状況】

ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー
ライフネット生命保険株式会社社外取締役
アサガミ株式会社社外取締役

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

水越 豊氏は、コンサルタント業界における長年の経験や知見により経営分析や経営戦略の策定などに精通するとともに、経済動向に関する高い見識や国際感覚をもとに独立した立場から積極的な意見や提言を行っております。

今後も外部の観点から取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、37頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、水越 豊氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

10

社外

再任

独立役員



こ た に わたる
小 谷 渉

生 年 月 日 1957年4月7日
取 締 役 職 1年（本総会終結時）
在 任 期 間
取 締 役 会 8回のうち8回出席（100%）
出 席 状 況
所 有 す る 0株
当 社 株 式 の 数

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 警察庁入庁
2002年8月 愛媛県警察本部長
2004年4月 警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長
2008年7月 長野県警察本部長
2010年8月 警察庁刑事局組織犯罪対策部長
2013年1月 警視庁副総監・犯罪抑止対策本部長事務取扱
2014年1月 警察大学校長
2014年11月 株式会社ゆうちょ銀行統括役
2021年6月 公益財団法人日本人事試験研究センター理事（現任）
当社社外取締役（現任）

[社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要]

小谷 渉氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、長年警察行政に携わっており、ITセキュリティおよび法律全般にわたる広範な専門知識や豊富な経験を有しております。また、リスク管理や適法性確保の観点から、当社の経営に中立かつ客観的な視点で提言や助言を行うなど、取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、37頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、小谷 渉氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

11

社外

新任

独立役員



むとうとしろう
武藤敏郎

生年月日 1943年7月2日

所有する
当社株式の数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1966年4月 大蔵省（現 財務省）入省
- 1999年7月 同主計局長
- 2000年6月 大蔵事務次官
- 2003年1月 財務省顧問
- 2003年3月 日本銀行副総裁
- 2008年7月 株式会社大和総研理事長
- 2009年6月 住友金属工業株式会社社外監査役（現 日本製鉄株式会社）
- 2010年6月 三井物産株式会社社外取締役
- 2014年1月 一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務総長・専務理事（現任）
（現 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）
- 2018年7月 株式会社大和総研名誉理事（現任）

【重要な兼職の状況】

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会事務総長・専務理事
株式会社大和総研名誉理事

【社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要】

武藤敏郎氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、財務省、日本銀行および事業会社において培ってきた財政・金融その他経済全般やコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しております。
これらの豊富な知見や経験が、取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、37頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

同氏の選任が承認された場合、当社は会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

候補者番号

12

社外

新任

独立役員



ひろせ ゆみ
廣瀬 由美

生年月日 1960年11月7日

所有する
当社株式の数 0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年4月 東京国税局入局
- 2012年7月 国税庁長官官房国税庁監察官
- 2015年7月 雪谷税務署長
- 2016年7月 東京国税局総務部人事第二課長
- 2017年7月 税務大学校総務課長
- 2018年7月 東京国税局調査第三部調査総括課長
- 2019年7月 東京国税局調査第二部次長
- 2020年7月 芝税務署長
- 2021年8月 廣瀬由美税理士事務所税理士（現任）
- 2021年12月 東京都御蔵島村親善大使（現任）

[重要な兼職の状況]

廣瀬由美税理士事務所税理士

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

廣瀬由美氏は、会社の経営に参加したことはありませんが、長年にわたる税務行政における専門知識と豊富な経験に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、健康経営に関する高い見識も有しており、取締役会の監査・監督の強化および人材戦略の深化に寄与することが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏の選任が承認された場合は、新たに独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、37頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

同氏の選任が承認された場合、当社は会社法第427条第1項の規定により、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者の選定に当たりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬委員会（委員長は社外取締役・委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役在任期間	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	上場企業の兼職数
1	平尾 一 氏 ひら おかず し 社内再任	取締役 [常勤監査等委員]	6年	10/10回 (100%)	11/11回 (100%)	—
2	岩崎 吉彦 いわ さき よし ひこ 社外再任 独立役員	取締役 [常勤監査等委員]	6年	10/10回 (100%)	11/11回 (100%)	—
3	松尾 眞 まつ お まこと 社外再任 独立役員	取締役 [監査等委員]	15年	10/10回 (100%)	11/11回 (100%)	3社

- (注) 1. 取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。
2. 岩崎吉彦氏は、監査等委員である社外取締役に就任前の4年間は、当社社外監査役でありました。
3. 松尾 眞氏の当社社外取締役としての在任期間は9年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は6年となります。

候補者番号

1

社内

再任



ひら お か ず し
平尾 一 氏

生年月日 1951年9月25日
取締役在任期間 6年(本総会終結時)
取締役会出席状況 10回のうち10回出席(100%)
監査等委員会出席状況 11回のうち11回出席(100%)
所有する当社株式の数 21,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年6月	当社入社	2004年4月	当社IR室長
1997年4月	当社海外業務部長	2004年6月	当社監査役[常勤]
1999年7月	当社執行役員海外事業部長	2016年6月	当社取締役[常勤監査等委員](現任)
2002年10月	当社総務部長		

[監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

平尾一氏氏は、海外現地法人での長い勤務経験から国際感覚が身につけていることに加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているため、グローバルな視点から当社および国内外子会社の監査を行っております。

今後も、監査役および監査等委員である取締役として培った専門知識や経験により取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

[責任限定契約について]

当社は、平尾一氏氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

社外

再任

独立役員



いわ さき よし ひこ
岩 崎 吉 彦

生年月日	1952年5月19日
取締役在任期間	6年（本総会終結時）
取締役会出席状況	10回のうち10回出席（100%）
監査等委員会出席状況	11回のうち11回出席（100%）
所有する当社株式の数	15,600株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	国税庁入庁
1986年7月	伊集院税務署長
1999年7月	広島国税局調査査察部長
2007年7月	名古屋国税局総務部長
2009年7月	金沢国税不服審判所長
2010年7月	札幌国税不服審判所長
2011年7月	税務大学校副校長
2012年6月	当社社外監査役〔常勤〕
2016年6月	当社社外取締役〔常勤監査等委員〕（現任）

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

岩崎吉彦氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、税務行政における専門知識と豊富な経験に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているため、外部の視点から助言やアドバイスを行っております。

今後も税務、財務および会計の観点などから取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【独立性について】

同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、37頁をご参照ください。

【責任限定契約について】

当社は、岩崎吉彦氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

3

社外

再任

独立役員



まつ お まこと
松 尾 眞

生年月日	1949年5月28日
取締役在任期間	15年（本総会終結時）
取締役会出席状況	10回のうち10回出席（100%）
監査等委員会出席状況	11回のうち11回出席（100%）
所有する当社株式の数	18,300株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1975年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
尾崎・桃尾法律事務所
- 1978年8月 アメリカ合衆国ニューヨーク州ワイル・ゴツェル・アンド・マンジェス法律事務所
- 1979年3月 弁護士登録（アメリカ合衆国ニューヨーク州）
- 1989年4月 桃尾・松尾・難波法律事務所設立、同パートナー弁護士（現任）
- 1997年4月 日本大学法学部非常勤講師「国際取引法」担当
- 2005年4月 一橋大学法科大学院非常勤講師「ワールド・ビジネス・ロー」担当
- 2007年6月 当社社外取締役
- 2014年3月 ソレイジア・ファーマ株式会社社外監査役（現任）
- 2016年6月 当社社外取締役【監査等委員】（現任）
- 2018年6月 住友林業株式会社社外監査役（現任）
- 2020年6月 大正製薬ホールディングス株式会社社外監査役（現任）

[重要な兼職の状況]

桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士
ソレイジア・ファーマ株式会社社外監査役
住友林業株式会社社外監査役
大正製薬ホールディングス株式会社社外監査役

[監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

松尾 眞氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、弁護士として高度な専門知識や広範な識見により法曹界で活躍するとともに、上場会社の豊富な社外役員経験により実業界にも精通しているため、取締役会等において法的な観点などから指導や助言を行っております。

今後も法律の専門知識を取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

[候補者と当社との間の特別の利害関係について]

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

[独立性について]

同氏は桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%未満および1,000万円未満と僅少であり、当社の定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

また、同氏は株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、37頁をご参照ください。

[責任限定契約について]

当社は、松尾 眞氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

【ご参考】 本定時株主総会終結後の取締役会メンバーのスキル・マトリックス

当社の強み

- 安定的なキャッシュの確保と資本効率の向上による積極的な戦略的投資を実現する財務基盤
- 当社独自の開発エンジンから創出される世界で支持されるコンテンツ
- さらなる収益拡大に向けたデジタル戦略によるグローバルでの長期販売体制

当社取締役会

- 当社の強みを活かし、持続的な成長を実現させるために、「**多様な視点**」「**豊富な経験**」「**多様かつ特化した高度なスキル**」を持ったメンバーで構成
- 社外取締役の積極的な参画により、**監査・監督機能を発揮できるガバナンス体制**

※多様性については、性別、国籍、年齢等に関係なく、人格および識見に基づいて候補者を選定

氏名	当社における地位および担当	独立性 (社外)	会議体および委員会の構成(◎:議長/委員長)			
			取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会	コンプライアンス委員会
辻本 憲三	代表取締役会長 最高経営責任者(CEO)		◎	—	—	—
辻本 春弘	代表取締役社長、社長執行役員 兼 最高執行責任者(COO)		●	—	—	●
宮崎 智史	取締役、副社長執行役員 兼 最高人事責任者(CHO)		●	—	●	●
江川 陽一	取締役、専務執行役員		●	—	—	●
野村 謙吉	取締役、専務執行役員 兼 最高財務責任者(CFO)		●	—	●	●
石田 義則	取締役、専務執行役員		●	—	—	●
辻本 良三	取締役、専務執行役員		●	—	—	●
村中 徹	社外取締役	●	●	—	—	◎
水越 豊	社外取締役	●	●	—	●	●
小谷 渉	社外取締役	●	●	—	●	●
武藤 敏郎	社外取締役	●	●	—	—	●
廣瀬 由美	社外取締役	●	●	—	—	●
平尾 一氏	取締役 [常勤監査等委員]		●	●	●	●
岩崎 吉彦	社外取締役 [常勤監査等委員]	●	●	●	◎	●
松尾 眞	社外取締役 [監査等委員]	●	●	◎	●	●

*第2号議案、第3号議案および第4号議案が原案どおり承認されますと取締役15名のうち社内取締役8名、社外取締役7名となります。なお、社外取締役7名全員は、独立役員となる予定です。

特に期待する分野についての考え方

企業経営	中長期にわたる成長に向けて、実効的な経営戦略を策定できるよう、上場会社またはそれに準じる企業における代表取締役の経験、他社の社外取締役または社外監査役として会社経営を監督する経験が必要
経営戦略	主力事業の拡大に向けて、迅速な意思決定とそれに伴うリスクへの監督・監視機能を強化した経営体制を構築できるよう、マーケティング、営業の経営経験から戦略を策定できる取締役が必要
ゲーム業界	大きく変化する業界動向を把握し、効果的な戦略を適時・適切に行うために、上場会社またはそれに準じる企業における当該分野での経営経験・実績を持つ取締役が必要
デジタル変革・IT・テクノロジー	
開発・研究	
財務・会計・税務	
法務	会社の重要な経営判断とその業務執行の監督において、取締役会が実効的に機能を発揮できるよう、各種専門分野での実務経験や知見を持つ取締役が必要
グローバル感覚・国際性	

当中期成長戦略の達成に向けて各取締役特に期待する分野

企業経営	経営戦略	ゲーム業界	デジタル変革・IT・テクノロジー	開発・研究	財務・会計・税務	法務	グローバル感覚・国際性
●	●	●	●				●
●	●	●	●	●			●
●	●	●	●	●	●		●
	●	●	●		●	●	●
	●	●	●	●			●
●						●	●
●	●						●
●			●			●	●
●					●		●
	●	●			●		●
●					●		●
						●	●

*上記一覧表は、各候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

[社外取締役の独立性に関する基準]

当社は、独立性判断基準を定めており、以下の事項に抵触しない者を独立性のある社外取締役と判断しております。

- ①当社グループ（「当社および連結子会社」をいう。以下同様。）の業務執行者または過去10年間に於いて業務執行者であった者
- ②当社グループを主要な取引先（双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%以上に該当する企業等）とする者またはその業務執行者
- ③当社グループと主要な取引関係（双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%以上に該当する企業等）がある者または業務執行者
- ④当社の大株主（総議決権の10%以上を保有する株主）またはその業務執行者ならびに当社グループが大株主である者
- ⑤当社グループから多額の寄付、融資、債務保証を受けている団体、法人の業務執行者
- ⑥当社グループとの間で取締役を相互に派遣している会社の業務執行者
- ⑦当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上の金銭、その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%以上および1,000万円以上）
- ⑧上記の②から⑦までについては、過去10年間のいずれかの事業年度に該当していた者
- ⑨上記の①から⑧までのいずれかに該当する配偶者または二親等以内の親族

[補償契約について]

当社は、辻本憲三氏、辻本春弘氏、宮崎智史氏、江川陽一氏、野村謙吉氏、村中 徹氏、水越 豊氏および小谷 渉氏ならびに平尾一氏氏、岩崎吉彦氏および松尾 眞氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、自己もしくは第三者の不正な利益を図るまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

なお、辻本憲三氏、辻本春弘氏、宮崎智史氏、江川陽一氏、野村謙吉氏、村中 徹氏、水越 豊氏および小谷 渉氏ならびに平尾一氏氏、岩崎吉彦氏および松尾 眞氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、石田義則氏、辻本良三氏、武藤敏郎氏および廣瀬由美氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。

[役員等賠償責任保険契約について]

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

また、当該保険契約の保険料は全額当社が負担しております。取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の各候補者が再任または選任された場合には、当該保険契約の被保険者となる予定であります。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2020年6月17日開催の第41期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役 金森仁氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっております。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者の選定に当たりましては、透明性及客観性を高めるため、指名・報酬委員会（委員長は社外取締役・委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



かな もり ひとし
金 森 仁

補欠の監査等委員である
社外取締役候補者

生 年 月 日 1954年8月1日
所 有 す る 0株
当 社 株 式 の 数

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	東京地方検察庁検事	2002年4月	財団法人中小企業国際人材育成事業団評議員 (現 公益財団法人国際人材育成機構)
1985年4月	山形地方検察庁検事	2018年10月	金森法律事務所弁護士 (現任)
1988年4月	新潟地方検察庁検事	2020年3月	公益財団法人国際人材育成機構 代表理事・会長 [常勤] (現任)
1992年4月	弁護士登録 (東京弁護士会)		
1996年2月	社会福祉法人武蔵野会理事 (現任)		

[重要な兼職の状況]

金森法律事務所弁護士
公益財団法人国際人材育成機構代表理事・会長

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

金森 仁氏は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、弁護士として知見や豊富な経験を有しており、法律の専門家としての的確な指導や助言により取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係について】

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

【責任限定契約について】

同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

【補償契約について】

同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する予定であります。

ただし、自己もしくは第三者の不正な利益を図るまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

【役員等賠償責任保険契約について】

当社は、当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

第6号議案

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額改定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。)の報酬額は、2016年6月17日開催の第37期定時株主総会において年額5億5,000万円以内(うち社外取締役の報酬額は5,000万円以内)とご承認いただき現在に至っております。

今般、当社取締役会のさらなる機能強化に向け、第2号議案および第3号議案において取締役の増員のご承認をお願いしております。

また、事業環境のデジタル化進展に伴うグローバルでの取締役の役割責務の増大への対応や優秀な人材の確保のためには、収益規模の拡大に応じた適切な報酬水準とし、中長期的な業績向上のためのインセンティブを強化することが必要であると考えており、取締役の報酬額を、年額11億円以内(うち社外取締役の報酬額は7,000万円以内)と改めさせていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

当社は2021年1月28日開催の取締役会において『取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「決定方針」という)』を定めており、その内容の概要は事業報告59頁および60頁に記載のとおりであります。本議案は、上述の目的および当該「決定方針」に沿うものであり、指名・報酬委員会(委員長は社外取締役・委員の過半数は社外取締役)に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会が決定していることから、相当であるものと判断しております。また、監査等委員会からも審議の結果、相当である旨の意見表明を受けております。

なお、現在の取締役は8名(うち社外取締役3名)ですが、本定時株主総会の第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、4名増員の12名(うち社外取締役は5名)となります。

(ご参考)

	第37期 (2016年3月期)	第43期 (2022年3月期)
売上高(百万円)	77,021	110,054
営業利益(百万円)	12,029	42,909
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	7,745	32,553
1株当たり当期純利益(円)	34.44	152.48

(注) 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割および2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

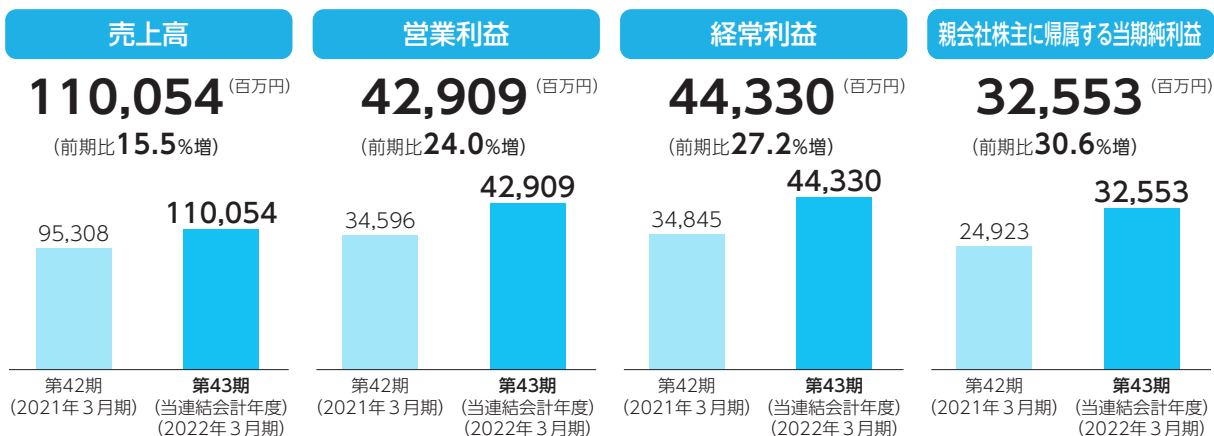
(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度においては、進化と拡大を続けるグローバル市場に対応するため、デジタル販売の強化を主軸とした成長投資を積極的に進めてまいりました。

当社は、「遊文化をクリエイイトする感性開発企業」の経営理念のもと、2021年12月16日付『カプコンコーポレート・ガバナンス ガイドライン』において、「中長期にわたる安定成長を実現し、企業価値向上を図るためにコーポレート・ガバナンス体制の持続的な充実に取り組む」こととしております。今後の事業環境の変化に対応し持続的な安定成長を実現するため、当年度では特に経営上の重要な課題の一つである人材投資戦略において、報酬制度の改定を含む具体的な施策の推進に着手し、企業価値の向上を図ってまいりました。

このような経営方針のもと、当連結会計年度において中核事業であるデジタルコンテンツ事業において、主力シリーズの大型タイトルの投入や、デジタル販売の拡大によるリピートタイトルの継続的な販売強化により、グローバル市場における販売本数が増加し、当社コンテンツの価値向上に大きく寄与しました。さらに、これらの主力コンテンツと映像、ライセンス商品やeスポーツとの連携強化を図るとともに、アミューズメント施設事業やアミューズメント機器事業との協働も進め、業績の拡大に努めました。

この結果、売上高は1,100億54百万円（前期比15.5%増）、営業利益は429億9百万円（前期比24.0%増）、経常利益は443億30百万円（前期比27.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は325億53百万円（前期比30.6%増）となりました。



事業別の状況



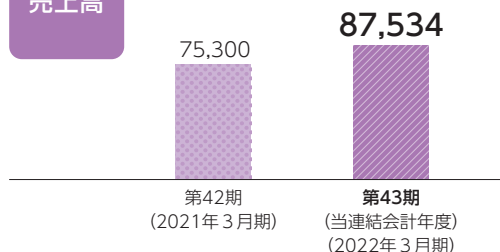
デジタルコンテンツ事業



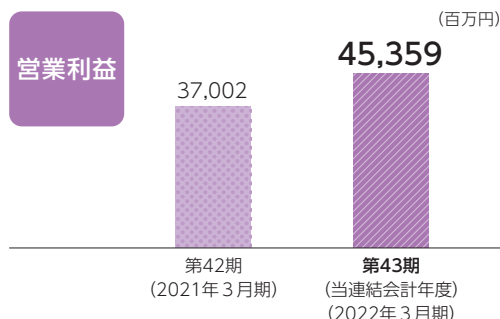
当事業におきましては、シリーズ最新作『バイオハザード ヴィレッジ』(プレイステーション 5、プレイステーション 4、Xbox Series X|S、Xbox One、パソコン用) が全世界で610万本を販売したほか、「モンスターハンター」シリーズのRPG作品『モンスターハンターストーリーズ2 ～破滅の翼～』(Nintendo Switch、パソコン用) も150万本を突破するなど順調に推移しました。また、前期に発売した『モンスターハンターライズ』(Nintendo Switch用) は、今年1月にパソコン向けに発売し、さらなるユーザー層の拡大

(百万円)

売上高



営業利益



『バイオハザード ヴィレッジ』

に弾みをつけました。加えて、2019年発売の『モンスターハンターワールド：アイスボーン』や2017年発売の『バイオハザード7 レジデント イービル』など、シリーズの過去タイトルが安定した人気に支えられ販売本数が伸長し、業績に貢献しました。

これにより、年間販売本数は前期の3,010万本を上回る3,260万本となり、特に採算性の高いデジタル販売が続伸したことにより、収益を押し上げました。

モバイルコンテンツにおいては、既存タイトルの運営に注力したほか、協業タイトルも安定的に推移しました。加えて、中国において昨年6月に配信を開始した『Devil May Cry: Peak of Combat』は、ライセンス収益が利益に貢献しました。

この結果、売上高は875億34百万円（前期比16.2%増）、営業利益は453億59百万円（前期比22.6%増）となりました。



『モンスターハンターストーリーズ2 ～破滅の翼～』



『Devil May Cry: Peak of Combat』

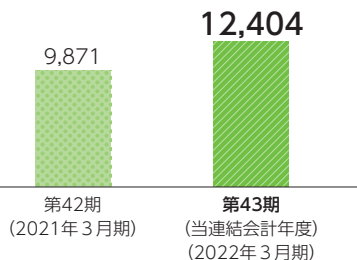


アミューズメント施設事業

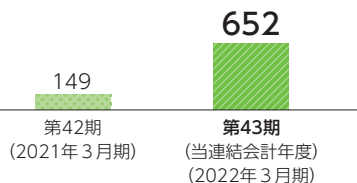


(百万円)

売上高



営業利益



当事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発動に伴い、一部店舗において休業および時短営業を余儀なくされましたが、解除以降は来店客数の回復に加え、既存店の効率的な運営と新業態での出店効果などにより、収益拡大を図りました。

当期は、「プラサカパソコン ミッテン府中店」(東京都)をオープンしたほか、新たな集客展開として地域最大級の複合遊戯施設「クレイジーバナネット」を併設した「MIRAINO イオンモール白山店」(石川県)の合計2店舗を出店するとともに、1店舗を閉鎖するなど、スクラップ・アンド・ビルドによる施設展開と地域密着型の店舗戦略に努めました。

この結果、施設数は42店舗となり、売上高は124億400万円(前期比25.7%増)、営業利益は6億5200万円(前期比336.8%増)となりました。



「MIRAINO イオンモール白山店」(石川県)

招集通知
株主総会

参考書類
株主総会

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

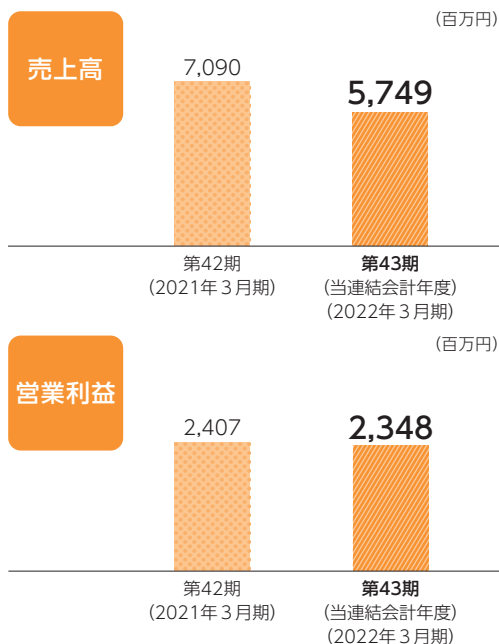


アミューズメント機器事業



当事業におきましては、厳しい市場環境の中、『モンスターハンター：ワールド 黄金狩猟』および『パチスロ デビル メイ クライ 5』が堅調に推移したほか、『百花繚乱 サムライガールズ』を投入し、収益の確保に努めました。また、前期に投入した『バイオハザード7 レジデント イービル』は、市場での長期稼働を受け、リピート販売が増加しました。

この結果、売上高は57億49百万円（前期比18.9%減）、営業利益は23億48百万円（前期比2.5%減）となりました。



『モンスターハンター：ワールド 黄金狩猟』



『パチスロ デビル メイ クライ 5』



その他事業

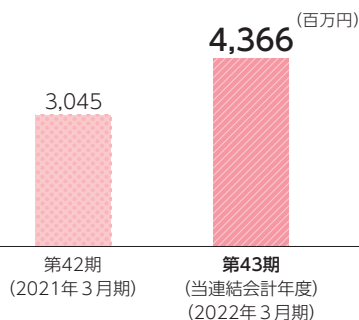


その他事業につきましては、当社タイトルのブランド価値向上に向け、Netflixにおいて主力IPを活用したCGアニメが全世界で独占配信されたほか、映画『バイオハザード：ウェルカム・トゥ・ラクーンシティ』が世界各国で公開されるなど、主力IPを活用した映像化やキャラクターグッズ展開などに引き続き注力しました。

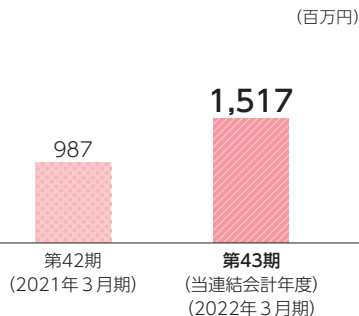
一方、eスポーツにおいては、グローバル規模でのユーザー層の裾野拡大に向け、「CAPCOM Pro Tour Online 2021」を世界19地域にオンラインで実施したほか、チームオーナー制を導入したリーグ戦「ストリートファイターリーグ: Pro-JP 2021」や、「ストリートファイターリーグ: Pro-US 2021」を実施し、いずれも熱戦が繰り広げられました。

この結果、売上高は43億66百万円（前期比43.4%増）、営業利益は15億17百万円（前期比53.7%増）となりました。

売上高



営業利益



『バイオハザード：ウェルカム・トゥ・ラクーンシティ』

©2021 Constantin Film International GmbH and Davis Raccoon Films Inc.
All Rights Reserved.

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は37億88百万円であり、主なものとしたしましては、アミューズメント施設機器および事務の合理化への投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資および社債発行による調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、通信規格の高速大容量化への移行、コンテンツの提供チャネルの増加、デバイスの多様化、グローバルベースでのユーザーの拡大など、大きく事業環境が変化しつつある状況下、安定した利益の確保ができる企業体質の確立が経営の重要課題と認識しております。

事業環境の変化が続く市場に対応するために、当社は、ユーザー動向の収集・分析といったデジタル戦略の推進や開発進捗管理・コスト管理手法の進化、毎年安定した新人の採用と早期戦力化などにより、収益構造・財務構造の改善に注力してまいりました。

さらに、安定的、持続的な成長を確固たるものとするため、当社は「人材投資」を優先課題と位置づけ、次の施策に取り組むことにより、企業価値の向上を図ってまいります。

- ア. 経営層による人材課題への対応体制の拡充
 - ・ 人事関連組織の再編
 - ・ 最高人事責任者（CHO）の新設
- イ. 将来を支える人材の確保と育成、働く環境の再整備
 - ・ 報酬制度の改定
 - ・ 平均基本年収の増額
 - ・ 業績連動性をより高めた賞与支給
 - ・ 福利厚生制度の拡充
- ウ. 経営人材力の強化
 - ・ 取締役会の多様性の確保および実効性の強化

当社は、人材強化の取組みを進め、IPを積極的に創出、活用し、グローバルでのさらなるブランド価値向上とユーザー数の拡大に努め、主力事業のデジタルコンテンツ事業を成長させ、中期経営目標の「每期10%営業利益増益」の達成に取り組んでまいります。

その原動力となる開発人員の増強と開発環境の整備を図り、新規IPの創出と主要IPの活用によりパイプラインの拡充に努めてまいります。また、新作タイトルの継続的な投入とリピートタイトルのデジタル販売強化により、総販売本数の増加に注力してまいります。

<次期の事業別戦略>

次期においては、上述した戦略に基づき以下の点を中心に取り組んでまいります。

① デジタルコンテンツ事業

当事業におきましては、前期発売の『モンスターハンターライズ』の超大型有料拡張コンテンツ『モンスターハンターライズ：サンブレイク』（Nintendo Switch、パソコン用）をはじめとした新作を投入し、ブランドの価値向上とユーザー数の拡大を推し進めてまいります。また、当期発売の『バイオハザード ヴィレッジ』や『モンスターハンターストーリーズ2 ～破滅の翼～』といったリピートタイトルについても、デジタル販売の強化と販売施策の推進により、収益の最大化と総販売本数の継続的な増加に努めてまいります。

② アミューズメント施設事業

当事業におきましては、新業態店舗の展開を継続し、引き続き機動的な「スクラップ・アンド・ビルド」に取り組み、効率的な店舗出店、運営を進めてまいります。

次期は出店4店舗、退店2店舗を予定しております。

③ アミューズメント機器事業

当事業におきましては、人気IPを中心に新機種を順次投入してまいります。

次期は『月華 雅』を4月に投入するほか、4機種の投入により販売台数34千台を予定しております。

④ その他事業

その他事業につきましては、eスポーツビジネスにおいて、より多くの方々に参画していただけるよう、オンライン大会を活用したグローバル規模での裾野拡大を一層積極化してまいります。また、映像子会社の設立によるコンテンツの映像化推進や他業種とのコラボレーションを通じ、ワンコンテンツ・マルチユース戦略をグローバルで推し進めてまいります。

今後も、eスポーツや映像、ライセンスビジネスなど多面的な展開を推進し、コンテンツのブランド拡大を図るとともに、コーポレートブランドの価値の最大化に努めてまいります。

<コーポレート・ガバナンスに関する取組み>

当社は持続的な成長のためには取締役会の多様性確保が重要であると認識しており、性別、国籍、年齢等に関係なく、人格および識見に基づいて候補者を選定し、「多様な視点」「豊富な経験」「多様かつ特化した高度なスキル」を持ったメンバーで構成するよう努めております。

加えて、当社は創業者のリーダーシップのもと強固な経営基盤と当社独自の開発体制、ビジネスモデルを強みとしております。また、任意の委員会を含めた社外取締役の積極的な参画の機会拡大を図り取締役会の監督機能を強化するなど、コーポレート・ガバナンスの向上に努めております。

そのうえで、一層の取締役会の機能強化のため、取締役会の実効性評価を行っております。2021年3月期の課題に対して、2022年3月期は社外取締役に対する情報提供・意見交換の機会の拡充や議案付議基準のさらなる見直し等により、引き続き取締役会の実効性が確保できているとの結果が得られました。

また、経営の監督機能強化に向けて実効性をさらに高めていくため、2023年3月期は以下の課題に取り組んでまいります。

〔主な課題〕

- ・取締役会および任意の委員会の運営・サポート体制の強化
- ・社外取締役への情報提供機会の充実
- ・持続的な安定成長に資する取締役会の多様性の確保および経営人材力の強化

今後も、当社取締役会において諸課題の共有と理解を促進し、さらなる機能向上に努めてまいります。

<情報セキュリティの強化への取組み>

当社は、情報が企業活動に与える影響の重要性に鑑み、各国で整備が進められる個人情報等の情報保護法制への対応のほか、国内外の様々なサイバーリスクへの対策が不可欠と認識しており、情報セキュリティ体制の強化に取り組んでおります。

当社は、セキュリティ監督委員会の指導、助言をもとに、継続して種々のセキュリティ強化策を講じており、システムの運営・監視や非常時対応の強化など所期の目的を達成しております。

今後も、継続的な課題抽出と早期対応が不可欠であると考えており、引き続きセキュリティ監督委員会の助言等を踏まえ、常時、体制の維持・強化に取り組んでまいります。

<開発人材、多様性ある人材の確保、育成>

当社は、中長期的な企業価値向上に向けた中期経営目標の達成のため、中核的競争力である開発体制の拡充を図るには、研究開発やコンテンツ制作にかかる人的資本への投資・活用における開発人員の増強と生産性向上が重要であると認識しております。

そのため、当社は連結での開発人員数2,500名体制に向けて、2013年度以降100名規模、2017年度以降では150名規模での開発人員の採用を推し進めており、2022年3月期末における開発人員数は約2,400名となっております。

加えて、当社は事業環境の変化に対応するため、性別、国籍、年齢等に関係なく採用や評価等を行うなど、多様性のある人材の確保・育成への投資に努めております。

女性管理職は35名（管理職に占める割合は12.5%）、外国人管理職は7名（管理職に占める割合は2.5%）、中途採用者の管理職は157名（管理職に占める割合は55.9%）となっております。

<政策保有株式に対する基本方針>

当社は、政策保有株式について慣例的な相互保有や人的関係の情実等を排除しております。将来の取引関係や持続的な企業価値の向上に資するか否かなど、中長期的な観点から得失等を総合的に勘案のうえ、現状最小限の3銘柄のみ保有しており、当期末現在の当該政策保有株式の保有額は、純資産の0.5%未満であります。

なお、継続して保有する基準として、簿価が50%以上下落した場合や保有先の企業価値が著しく毀損するなど持続して保有する経済合理性が乏しいと判断した場合は、経済情勢等を勘案のうえ、当該保有先との対話を経て、適切な時期に削減や売却を行います。

銘柄	保有目的	当社株式の保有の有無
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	円滑な取引を維持するため	有
株式会社みずほフィナンシャルグループ	円滑な取引を維持するため	有
イオンモール株式会社	円滑な取引を維持するため	無

<ESG、SDGsへの取組み>

当社は経営理念のもと、これまでもコンテンツのデジタル販売推進に取り組み、ディスク製造に伴う環境負荷への削減に貢献することを目指しております。

2022年3月期におきましては、子供の未来応援基金をはじめとし青少年の健全な育成に取り組んでおられる3団体に合計1億円の寄付を行い、また近時、世界の耳目を集めておりますウクライナ難民支援においても国連難民高等弁務官事務所に1億円の支援金を付託いたしました。

[子どもの貧困対策関連]

寄付先	金額
独立行政法人 福祉医療機構 子供の未来応援基金	5,000万円
認定特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ	4,000万円
特定非営利活動法人 子どもセンターぬっく	1,000万円

[ウクライナ難民への支援]

寄付先	金額
UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) ※日本の公式支援窓口「特定非営利活動法人 国連UNHCR協会」を通じて支援	1億円

今後も現在問題提起されている気候変動をはじめとする社会の共通課題の解決に積極的に取り組んでまいります。そうした観点からSDGsが掲げる持続可能な社会づくりの目標を踏まえ、ESGへの取組みを推進し、ステークホルダーの皆様との信頼関係を構築しながら、持続的な成長を図ってまいります。

特に、当社は、環境対策の一環として、自社所有ビル等に対して関西電力株式会社様の再生可能エネルギー由来のCO₂フリー電力を導入する準備を進めております。加えて、節電対策を施した自社データセンターの使用などの取組みを行うとともに、再生可能エネルギー使用を促進している大手クラウドサービス企業や大手データセンターサービス企業の利用により、一層の環境負荷低減に努めてまいります。

[ご参考]

具体的な取組み内容については、当社ウェブサイトの「カプコンのESG」(<https://www.capcom.co.jp/ir/management/esg.html>)をご確認ください。

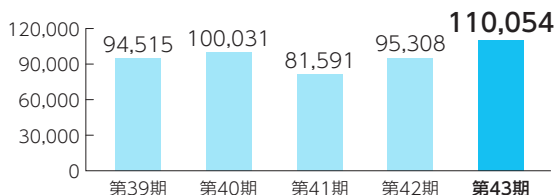
(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

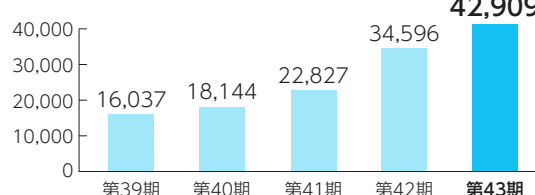
区 分	期 別	第 39 期 (2018年3月期)	第 40 期 (2019年3月期)	第 41 期 (2020年3月期)	第 42 期 (2021年3月期)	第 43 期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
売 上 高(百万円)		94,515	100,031	81,591	95,308	110,054
営 業 利 益(百万円)		16,037	18,144	22,827	34,596	42,909
経 常 利 益(百万円)		15,254	18,194	22,957	34,845	44,330
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)		10,937	12,551	15,949	24,923	32,553
1株当たり当期純利益(円)		49.95	57.73	74.70	116.74	152.48
総 資 産(百万円)		124,829	123,407	143,466	163,712	187,365
純 資 産(百万円)		85,421	88,749	99,735	120,794	146,475
1株当たり純資産(円)		390.09	415.68	467.14	565.78	686.07
ROE[自己資本利益率](%)		13.4	14.4	16.9	22.6	24.4
DOE[純資産配当率](%)		4.0	4.3	5.1	6.9	7.3

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出してあります。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出してあります。
2. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割および2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、第39期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
3. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第40期の期首から適用しており、第39期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。
4. 当連結会計年度より「[収益認識に関する会計基準] (企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第43期に係る数値等については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

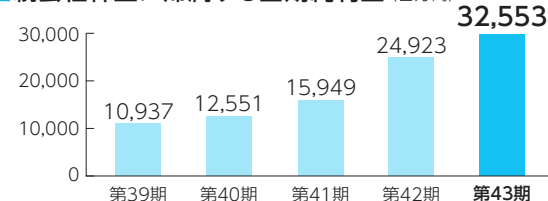
■ 売上高 (百万円)



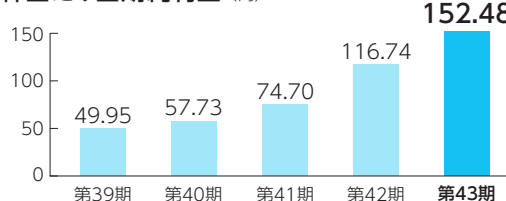
■ 営業利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)

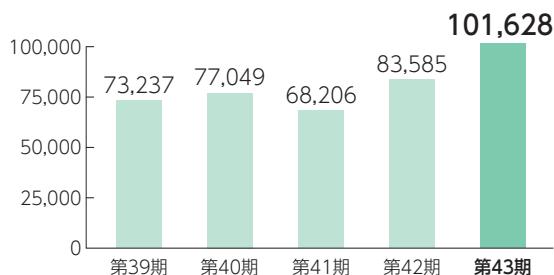


② 当社の財産および損益の状況

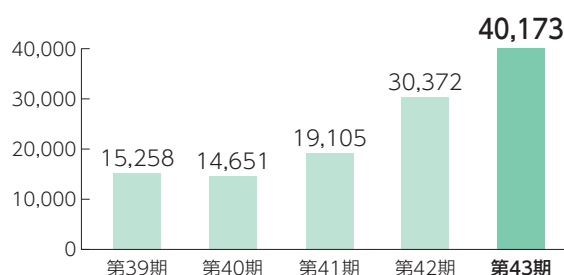
区 分 \ 期 別	第 39 期 (2018年3月期)	第 40 期 (2019年3月期)	第 41 期 (2020年3月期)	第 42 期 (2021年3月期)	第 43 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	73,237	77,049	68,206	83,585	101,628
営 業 利 益(百万円)	15,258	14,651	19,105	30,372	40,173
経 常 利 益(百万円)	15,237	18,381	18,820	31,298	40,864
当 期 純 利 益(百万円)	11,860	17,304	16,947	22,949	29,289
1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円)	54.16	79.59	79.38	107.49	137.19
総 資 産(百万円)	105,309	121,105	149,533	171,736	193,854
純 資 産(百万円)	74,152	81,784	94,326	112,098	132,675
1 株 当 た り 純 資 産(円)	338.63	383.06	441.81	525.05	621.43

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。また、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割および2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、第39期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

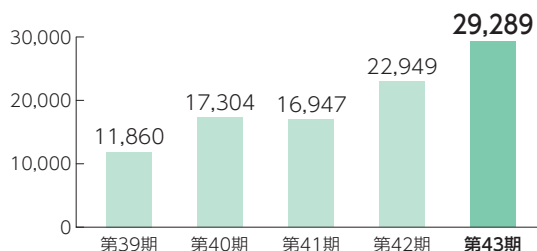
■ 売上高 (百万円)



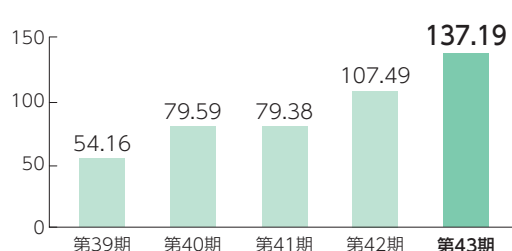
■ 営業利益 (百万円)



■ 当期純利益 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



(6) 企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ケーツー	3百万円	100%	家庭用ゲームソフトの開発
株式会社エンターライズ	30百万円	100%	遊技機の製造および販売
株式会社カプコン管財サービス	30百万円	100%	建物の保守管理等の受託業務
株式会社アデリオン	80百万円	100% (100%)	遊技機の製造および販売
カプコンU.S.A.,INC.	159,949千米ドル	100%	家庭用ゲームソフトの販売
カプコンアジアCO.,LTD.	21,500千香港ドル	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
CE・ヨーロッパLTD.	1,000千英ポンド	100%	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・エンタテインメント・ドイツGmbH	25千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン・エンタテインメント・フランスSAS	37千ユーロ	100% (100%)	家庭用ゲームソフトの販売
カプコン台湾CO.,LTD.	80百万台湾元	100%	モバイルコンテンツの開発 および運営
カプコンシンガポールPTE.LTD.	29,870千シンガポールドル	100%	家庭用ゲームソフトの販売

- (注) 1. 当社の出資比率欄の()内の数字は、間接所有割合を内数で示しております。
 2. 株式会社アデリオンは、株式会社エンターライズが株式を100%所有しております。
 3. カプコンアジアCO.,LTD.は、カプコンシンガポールPTE.LTD.が株式を100%所有しております。
 4. カプコン・エンタテインメント・ドイツGmbHおよびカプコン・エンタテインメント・フランスSASは、CE・ヨーロッパLTD.が株式を100%所有しております。
 5. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

② 企業結合の経過

- ア. 当社は、2021年4月1日付で、当社100%子会社であるカプコンU.S.A.,INC.の運営するゲームコンテンツ事業と商品化権事業を譲受けております。
 イ. 前連結会計年度末において、重要な子会社として記載しておりましたビーライン・インタラクティブ、INC.は、2021年10月5日に清算結了いたしましたので、重要な子会社から除外しております。
 ウ. 当社は、2022年4月1日に100%子会社のカプコンピクチャーズ,INC.を設立いたしました。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社11社であり、持分法適用会社は1社であります。

当連結会計年度の売上高は1,100億54百万円（前期比15.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は325億53百万円（前期比30.6%増）となっております。

(7) 主要な事業内容

家庭用テレビゲームソフト、モバイルコンテンツおよびアミューズメント機器等の企画、開発、製造、販売、配信ならびにアミューズメント施設の運営を主要な事業内容としております。

(8) 主要な事業所

① 当 社

事業所名	所在地
本 社	大阪市中央区内平野町三丁目1番3号
研 究 開 発 ビ ル	大阪市中央区内平野町三丁目2番8号
研 究 開 発 第 2 ビ ル	大阪市中央区内平野町三丁目1番10号
東 京 支 店	東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
上 野 事 業 所	三重県伊賀市治田3902番地

② 子会社

会 社 名	所 在 地
株式会社ケーター	大阪市
株式会社エンターライズ	東京都台東区
株式会社カプコン管財サービス	大阪市
株式会社アデリオン	東京都台東区
カプコンU.S.A.,INC.	米 国
カプコンアジアCO.,LTD.	香 港
CE・ヨーロッパLTD.	英 国
カプコン・エンタテインメント・ドイツGmbH	ドイ ツ
カプコン・エンタテインメント・フランスSAS	フ ラ ンス
カプコン台湾CO.,LTD.	台 湾
カプコンシンガポールPTE.LTD.	シンガポール

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,206名	54名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数には、契約社員、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,904名	63名増	37.3才	10.7年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数には、契約社員、嘱託、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	789百万円
株式会社三菱UFJ銀行	713
株式会社三井住友銀行	300
株式会社南都銀行	75
株式会社日本政策投資銀行	3,000

- (注) 当社は、取引金融機関との当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は、以下のとおりであります。

契約の総額	6,700百万円
借入実行残高	—百万円
差引未実行残高	6,700百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 270,892,976株
 (3) 株 主 数 22,274名
 (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	28,896 千株	13.53 %
株式会社クロスロード	21,365	10.01
ジェーピー モルガン チェース バンク 380815	17,594	8.24
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	9,039	4.23
辻 本 美 之	8,077	3.78
辻 本 憲 三	8,039	3.77
辻 本 春 弘	6,199	2.90
辻 本 良 三	6,183	2.90
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	5,303	2.48
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	3,043	1.43

(注) 持株比率については、自己株式数 (57,393千株) を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	辻 本 憲 三	最高経営責任者 (CEO) ケンゾー エステイト ワイナリー ジャパン株式会社代表取締役
代表取締役社長 社長執行役員	辻 本 春 弘	最高執行責任者 (COO) 兼 販売部門、OP事業管掌
取締役 副社長執行役員	宮 崎 智 史	
取締役 専務執行役員	江 川 陽 一	開発部門、PS事業管掌
取締役 専務執行役員	野 村 謙 吉	最高財務責任者 (CFO) 兼 コーポレート経営、企画・戦略部門管掌
取 締 役	村 中 徹	弁護士法人第一法律事務所社員弁護士、 古野電気株式会社社外監査役
取 締 役	水 越 豊	ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー、 ライフネット生命保険株式会社社外取締役、 アサガミ株式会社社外取締役
取 締 役	小 谷 涉	
取 締 役 (常勤監査等委員)	平 尾 一 氏	
取 締 役 (常勤監査等委員)	岩 崎 吉 彦	
取 締 役 (監査等委員)	松 尾 眞	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士、 ソレイジア・ファーマ株式会社社外監査役、 住友林業株式会社社外監査役、 大正製薬ホールディングス株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 佐藤正夫氏は、2021年6月22日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 取締役 宮崎智史および小谷 涉の両氏は、2021年6月22日開催の第42期定時株主総会において新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 取締役 村中 徹、水越 豊および小谷 涉ならびに監査等委員である取締役 岩崎吉彦および松尾 眞の各氏は、社外取締役であります。
4. 監査等委員会の監査の実効性を高めるため、平尾一氏および岩崎吉彦の両氏を常勤監査等委員として選定し、社内の情報収集、情報共有および内部監査本部等への指示、報告を受けることにより効率的な監査、監督を行っております。
5. 取締役 村中 徹、水越 豊および小谷 涉ならびに監査等委員である取締役 岩崎吉彦および松尾 眞の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 監査等委員である取締役 岩崎吉彦氏は、税理士の資格を有しており、また、監査等委員である取締役 平尾一氏は、監査役および監査等委員である取締役として培った専門知識や経験により、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7. 当事業年度後に以下の取締役の担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
宮崎 智史	最高人事責任者 (CHO) 兼 コーポレート経営管掌	—	2022年4月1日
野村 謙吉	最高財務責任者 (CFO) 兼 コーポレート経営副管掌	最高財務責任者 (CFO) 兼 コーポレート経営、 企画・戦略部門管掌	2022年4月1日

8. 社外取締役 村中 徹氏の兼職先であります古野電気株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。
なお、同氏は、弁護士法人第一法律事務所の社員弁護士であり、当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%未満および1,000万円未満であります。
9. 社外取締役 水越 豊氏の兼職先でありますボストン コンサルティング グループ、ライフネット生命保険株式会社およびアサガミ株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。
10. 監査等委員である社外取締役 松尾 眞氏の兼職先でありますソレイジア・ファーマ株式会社、住友林業株式会社および大正製薬ホールディングス株式会社と当社の間には、特別の関係はありません。
なお、同氏は、桃尾・松尾・難波法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、双方いずれにおいても連結売上高または取引額の1%未満および1,000万円未満であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（3名）および監査等委員である取締役全員（3名）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は取締役 辻本憲三、辻本春弘、宮崎智史、江川陽一、野村謙吉、村中 徹、水越 豊および小谷 渉ならびに監査等委員である取締役 平尾一氏、岩崎吉彦および松尾 眞の各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、各取締役が自己もしくは第三者の不正な利益を図るまたは当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には補償を受けた費用等を返還させることなどを条件としております。

なお、2021年6月22日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役 佐藤正夫氏とも、同様の補償契約を締結してございました。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用および損害賠償金等を填補することとしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員等であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）の決定に当たっては、取締役会が社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の審議・答申を踏まえ、2021年1月28日の取締役会において以下のとおり決定しております。

イ. 決定方針の内容の概要

(ア) 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の決定方針

取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、公正性と透明性を確保するため、取締役会が指名・報酬委員会に諮問し、同委員会は以下の方針をもとに審議・答申し、取締役会で決定する。

⑦ 取締役（監査等委員を除く）の基本報酬

- ・月額報酬として定額の固定報酬とする。
- ・各人の役位、職責、在任期間、業務執行取締役および非業務執行取締役等を勘案するとともに、個人の実績を評価したうえ、相当とされる金額とする。

⑧ 取締役（社外取締役および監査等委員を除く）の業績連動報酬等

- ・短期業績連動報酬として単年度の賞与を基本とする。
- ・当社グループの経営目標である「利益の安定成長」をもとに次の項目を評価し算定する。
 - ・親会社株主に帰属する当期純利益の単年度黒字
 - ・連結営業利益の前年比増益
 - ・連結営業利益の複数年の連続増益
 - ・管掌業務評価

- ・取締役（社外取締役および監査等委員を除く）の報酬等の割合は、基本報酬である月額報酬に加え、単年度の賞与として年間の基本報酬の50%を最大値とする範囲内で上記項目をもとに設定することとする。

なお、当連結会計年度を含む連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益の推移は

1. (5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。

(イ) 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針

監査等委員である取締役の報酬等は、独立性の確保から業績との連動は行わず定額報酬とし、常勤および非常勤等を勘案のうえ、各監査等委員である取締役の協議により決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、2016年6月17日開催の第37期定時株主総会において年額5億5,000万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額5,000万円以内）と決議いただいております。同定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名（うち社外取締役は3名）であります。

また、監査等委員である取締役の報酬額は、同定時株主総会において年額1億円以内（うち監査等委員である社外取締役の報酬額は年額5,000万円以内）と決議いただいております。同定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち監査等委員である社外取締役は3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、公正性と透明性を確保するため、取締役会が株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で指名・報酬委員会に諮問し、同委員会が決定方針との整合性を含め多角的な検討を行い審議したうえで、取締役会が同委員会の答申を尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	493 (36)	336 (36)	156 (—)	— (—)	9 (4)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	54 (32)	54 (32)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	547 (68)	390 (68)	156 (—)	— (—)	12 (6)

(6) 社外取締役に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席会議および出席状況	発言状況および期待される役割に 関して行った職務の概要
社外取締役	村中 徹	取締役会 10/10回 コンプライアンス委員会 4/4回	取締役会では、主に弁護士としての専門知識に基づき、議案の審議において適宜必要な発言を行いました。また、コンプライアンス委員会では、同委員長として議事運営を行い、法令違反や不正行為等の早期発見および未然防止に向けて議論を行いました。
社外取締役	水越 豊	取締役会 10/10回 指名・報酬委員会 4/4回 コンプライアンス委員会 4/4回	取締役会では、主に経営コンサルタントとしての専門的な見地から議案の審議において適宜必要な発言を行いました。また、指名・報酬委員会およびコンプライアンス委員会の委員として、これらの委員会において助言・提言を行いました。
社外取締役	小谷 渉	取締役会 8/8回 コンプライアンス委員会 3/3回	取締役会では、主に長年、警察行政事務に携わった経験から議案の審議において適宜必要な発言を行いました。また、コンプライアンス委員会の委員として、コンプライアンス推進に向けた取組みへの議論において助言・提言を行いました。
社外取締役 (常勤監査等委員)	岩崎吉彦	取締役会 10/10回 監査等委員会 11/11回 指名・報酬委員会 4/4回 コンプライアンス委員会 4/4回	取締役会および監査等委員会では、主に税務に関する専門知識および識見に基づき、議案の審議において適宜必要な発言を行いました。また、指名・報酬委員会では、同委員長として議事運営を行い、主に経営人材力の強化のための取締役会構成について、議論を行いました。加えて、コンプライアンス委員会の委員として、コンプライアンス推進に向けた取組みへの議論について助言を行いました。
社外取締役 (監査等委員)	松尾 眞	取締役会 10/10回 監査等委員会 11/11回 指名・報酬委員会 4/4回 コンプライアンス委員会 4/4回	取締役会および監査等委員会では、主に弁護士としての専門的な見地から議案の審議において法的観点等から適宜必要な発言・助言を行いました。監査等委員会では、同委員長として議事運営を行うとともに、監査活動について適宜必要な発言を行いました。また、指名・報酬委員会およびコンプライアンス委員会の委員として、これらの委員会において助言・提言を行いました。

(注) 小谷 渉氏につきましては、前回定時株主総会での就任後の状況を記載しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

58百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

58百万円

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役（監査等委員を除く）から会計監査人の報酬等に係る算出資料の入手や聴取を行うとともに、会計監査人から監査計画や職務執行状況の説明を受け、当事業年度の監査時間および報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 当社の会計監査人以外の監査法人等の当社の子会社の計算関係書類の監査の状況

当事業年度において、海外子会社の一部については、当社の会計監査人の同一のネットワークに属しているKPMGの監査を受けております。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適切な職務の執行が困難と認められる場合、その他必要があると判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定するとともに、取締役会は当該決定により当該議案を株主総会に上程いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行が法令等に適合するための体制

取締役会の監督機能を高め、一層の活性化を図るため、社外取締役の助言、提言や勧告等に加え、コンプライアンス委員会の定期的なチェックなどを通じて、違法行為の未然防止や適法性の確保に努め、経営監視機能の強化により企業価値を高めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録など取締役の職務遂行に係る文書や情報の管理については、「文書管理規程」等によって適切に保存および管理を行っております。

③ リスク管理体制に関する規程その他の体制

危機の未然防止や不測の事態が発生した場合において適正な対応を図るため、「危機管理規程」などにより組織横断的なリスク管理体制が機能するよう努めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離するとともに、迅速な意思決定により円滑かつ機動的な事業展開を推し進め、経営効率を高めております。

⑤ 従業員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制

法令を遵守するための行動規範となる「株式会社カプコンの行動規準」を制定するとともに、社内教育やモニタリングなどにより法令違反の未然防止に努めております。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社取締役等が出席する子会社取締役会をおおむね毎月1回開催し、「子会社管理規程」などに基づく、親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、営業の現況や業績の見通しなど子会社の重要な情報について報告を義務付けております。また、「リスク管理規程」等によりグループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図っております。

⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する体制および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制**

監査等委員会は、監査方針に基づき取締役や従業員の業務執行の監査を行い、必要に応じて監査指摘事項の提出や是正勧告、助言を行うなど、内部統制が有効に機能するよう努めております。このため、監査等委員会の職務が円滑かつ適正に遂行できるよう、監査等委員会直轄組織の内部監査本部等を設置しており、15名の専従スタッフが監査等委員である取締役の指示による補助業務の任に当たっているほか、当該従業員の異動については、監査等委員会の同意を得るようにしております。

⑧ **当社グループの役職員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員会から職務執行に関して必要な情報を求められた当社グループの役職員は、迅速かつ適切に対応するとともに、所要の事項などについて適宜報告を行っております。

また、当社および当社グループは役職員が監査等委員会へ報告を行った場合において、当該報告を理由として不利益な取扱いは行いません。

⑨ **その他、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員である取締役の職務執行に伴う費用について、一定額の予算を設けるとともに、当該費用の前払い等を請求したときは、その金額を負担することにしております。

⑩ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

- ア. 上記各体制に加え、重要な会議として取締役会（10回開催）のほか、コーポレート経営会議（13回開催）および執行役員会（12回開催）を開催し、法令で定められた事項や各規程に基づく付議事項の審議、決議および報告を行っております。また監査等委員会（11回開催）は、監査方針や監査計画などを決定するほか、取締役の職務執行や法令遵守について監査等を行っております。
- イ. 社外取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、内在するリスクの把握や顕在化する蓋然性等を取締役に報告するなど、法令違反や不正行為等の早期発見や未然防止に努めております。
- ウ. 役職員に対するコンプライアンスの理解を深めるため、eラーニングやコンプライアンス定期チェックシートを用いた実効性を確認することにより、インサイダー取引や情報漏洩の未然防止、情報セキュリティの確保など、法令遵守の周知徹底を図っております。
- エ. 当社グループ会社については、当社の経営方針を子会社の経営陣に伝達するほか、当社の兼任役員や派遣従業員等から情報を収集するなど、子会社の業務状況について継続的にモニタリングすることにより、グループ全体の内部統制システムが有効に機能するよう取り組んでおります。

- オ. 監査等委員会は、内部監査本部等から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて指示を出すなど組織的監査により内部統制システムが有効に運用されているか厳正にチェックをしております。
- カ. 新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き従業員および家族の健康を重視し、作業環境における感染防止策等を徹底するなど、適宜状況に応じた対応を行っております。
また、アミューズメント施設においては顧客への十分な感染防止策を実施するとともに、政府および地方自治体のガイドライン等に則って、健全な運営に努めております。
- キ. 情報セキュリティ体制については、システムの運営・監視や非常時対応の強化など所期の目的を達成しました。今後もセキュリティ監督委員会の助言等を踏まえ、常時、体制の維持・強化に取り組んでまいります。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会秩序や市民社会の安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で対処するとともに、このような団体、個人とは一切関係を持ちません。

当該団体、個人が接触してきた場合は、直ちに組織的な対応を図るとともに、不当、不法な要求には警察や関連団体等とも連携し、断固拒否する方針です。

また、不測の事態に備え、反社会的勢力の関連情報の入手や動向に注意を払うとともに、万一、反社会的勢力とは知らずに、何らかの関係の有した場合は、警察等の関係機関とも連携し、速やかに関係を解消いたします。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要およびその実現に資する取組み

① 当社グループの企業価値の源泉について

当社グループは、家庭用ゲームソフトの開発・販売を中核に、モバイルコンテンツの開発・配信、アミューズメント施設の運営、アミューズメント機器の開発・製造・販売、その他コンテンツビジネスの展開を行っております。

また、企業価値の源泉である開発部門の拡充、機動的なマーケティング戦略および販売体制の強化に加え、コンテンツの充実やグループ全体の効率的な事業展開、財務構造の改革、執行役員制の導入、経営と執行の役割明確化による意思決定の迅速化など、経営全般にわたる構造改革を推し進めることにより、企業価値の向上に努めております。

② 当社グループの企業価値の向上の取組みについて

当業界は、急速な技術革新や事業領域の多様化等により市場環境が変化するとともに、競争環境は一段と厳しくなっております。

業界の構造的な変化が進む状況下、当社グループが生存競争を勝ち抜いていくためには、経営環境の変化に対応できる体制作りが、最重要課題と認識しております。

今後さらなる成長のため、戦略目標を推進、実現することにより企業価値の向上に努めてまいります。

③ 不適切な大規模買付行為を防止するための取組み

当社は、不適切な大規模買付行為を防止するための具体的な対応策(買収防衛策)を導入しておりません。このため、当社株式の大規模買付を行おうとする者が出現した場合は、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を法令の許容する範囲内において求めるとともに、当社取締役会の意見等を開示するほか、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、適切な処置を講じることに加え、より一層企業価値および株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいります。

(注) 本事業報告に記載しております金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字は表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	[151,312]	流動負債	[30,742]
現金および預金	107,262	支払手形および買掛金	2,325
受取手形	528	電子記録債務	1,276
売掛金	7,404	1年内返済予定の長期借入金	626
商品および製品	1,378	リース債務	501
仕掛品	819	未払法人税等	6,010
原材料および貯蔵品	198	賞与引当金	4,014
ゲームソフト仕掛品	31,192	繰延収益	8,932
その他	2,536	その他	7,055
貸倒引当金	△8	固定負債	[10,147]
固定資産	[36,053]	長期借入金	4,252
(有形固定資産)	(21,206)	リース債務	718
建物および構築物	10,485	繰延税金負債	20
機械装置および運搬具	24	退職給付に係る負債	3,802
工具、器具および備品	1,977	資産除去債務	718
アミューズメント施設機器	2,213	その他	634
土地	5,235	負債合計	40,890
リース資産	1,112	純資産の部	
建設仮勘定	157	株主資本	[144,765]
(無形固定資産)	(1,747)	資本金	33,239
(投資その他の資産)	(13,099)	資本剰余金	21,329
投資有価証券	637	利益剰余金	117,661
破産更生債権等	12	自己株式	△27,464
差入保証金	4,266	その他の包括利益累計額	[1,710]
繰延税金資産	7,389	その他有価証券評価差額金	100
その他	819	為替換算調整勘定	1,889
貸倒引当金	△25	退職給付に係る調整累計額	△279
資産合計	187,365	純資産合計	146,475
		負債純資産合計	187,365

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		110,054
売上原価		47,042
売上総利益		63,011
販売費および一般管理費		20,101
営業利益		42,909
営業外収益		
受取利息	40	
受取配当金	20	
為替差益	716	
関係会社整理益	761	
その他	320	1,859
営業外費用		
支払利息	49	
割増退職金	197	
訴訟関連費用	92	
その他	101	439
経常利益		44,330
特別損失		
固定資産除売却損	8	8
税金等調整前当期純利益		44,322
法人税、住民税および事業税	10,987	
法人税等調整額	780	11,768
当期純利益		32,553
親会社株主に帰属する当期純利益		32,553

招集通知
株主総会

参考書類
株主総会

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,239	21,329	93,861	△27,461	120,967
当期変動額					
剰余金の配当			△8,753		△8,753
親会社株主に帰属する当期純利益			32,553		32,553
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	0	23,799	△2	23,797
当期末残高	33,239	21,329	117,661	△27,464	144,765

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	56	△10	△219	△173	120,794
当期変動額					
剰余金の配当					△8,753
親会社株主に帰属する当期純利益					32,553
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	43	1,900	△60	1,883	1,883
当期変動額合計	43	1,900	△60	1,883	25,681
当期末残高	100	1,889	△279	1,710	146,475

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	[139,243]	流動負債	[51,797]
現金および預金	93,908	支払手形	30
売掛金	9,175	電子記録債務	1,276
商品および製品	1,152	買掛金	1,489
仕掛品	773	短期借入金	24,795
原材料および貯蔵品	174	1年内返済予定の長期借入金	626
ゲームソフト仕掛品	31,405	リース債務	447
未収入金	925	未払金	4,351
その他	1,736	未払費用	1,783
貸倒引当金	△9	未払法人税等	5,722
固定資産	[54,611]	前受金	488
(有形固定資産)	(20,572)	賞与引当金	3,713
建物	10,106	繰延収益	5,729
構築物	57	その他	1,341
機械および装置	0	固定負債	[9,381]
車両運搬具	22	長期借入金	4,252
工具、器具および備品	1,915	リース債務	525
アミューズメント施設機器	2,213	退職給付引当金	3,382
土地	5,235	資産除去債務	718
リース資産	867	その他	502
建設仮勘定	154	負債合計	61,179
(無形固定資産)	(4,911)	純資産の部	
のれん	3,202	株主資本	[132,549]
ソフトウェア	1,527	資本金	33,239
その他	181	資本剰余金	21,329
(投資その他の資産)	(29,127)	資本準備金	13,114
投資有価証券	636	その他資本剰余金	8,214
関係会社株式	17,973	利益剰余金	105,444
その他の関係会社有価証券	0	その他利益剰余金	105,444
破産更生債権等	12	自己株式	△27,464
差入保証金	4,235	評価・換算差額等	[126]
繰延税金資産	5,651	その他有価証券評価差額金	126
その他	644	純資産合計	132,675
貸倒引当金	△25	負債純資産合計	193,854
資産合計	193,854		

招集(通知)
株主総会

参考
株主総会
書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		101,628
売上原価		42,012
売上総利益		59,615
販売費および一般管理費		19,441
営業利益		40,173
営業外収益		
受取利息	36	
受取配当金	89	
為替差益	663	
関係会社整理益	50	
その他	322	1,162
営業外費用		
支払利息	154	
貸倒引当金繰入額	△0	
割増退職金	136	
訴訟関連費用	92	
その他	88	471
経常利益		40,864
特別損失		
固定資産除売却損	7	7
税引前当期純利益		40,856
法人税、住民税および事業税	10,570	
法人税等調整額	997	11,567
当期純利益		29,289

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金		
当期首残高	33,239	13,114	8,214	84,909	△27,461	112,015
当期変動額						
剰余金の配当				△8,753		△8,753
当期純利益				29,289		29,289
自己株式の取得					△2	△2
自己株式の処分			0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	0	20,535	△2	20,533
当期末残高	33,239	13,114	8,214	105,444	△27,464	132,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	82	82	112,098
当期変動額			
剰余金の配当			△8,753
当期純利益			29,289
自己株式の取得			△2
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	43	43	43
当期変動額合計	43	43	20,577
当期末残高	126	126	132,675

招集（通知）
株主総会株主参考書類
株主総会

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社カプコン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山中 智弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カプコンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カプコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年5月13日に会社法第370条に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、「自己株式の取得及び自己株式の公開買付け」、「自己株式の消却方針」、「株式付与ESOP信託の導入」及び「第三者割当による自己株式の処分」をそれぞれ決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社カプコン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 康 仁
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 中 智 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カプコンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年5月13日に会社法第370条に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、「自己株式の取得及び自己株式の公開買付け」、「自己株式の消却方針」、「株式付与ESOP信託の導入」及び「第三者割当による自己株式の処分」をそれぞれ決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。

その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役会などの重要な会議等に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等の内容を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針およびその取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社が継続して情報セキュリティ強化等に取り組んでいることを確認しております。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役および会計監査人 有限責任 あずさ監査法人から受けております。

④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。

事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社 カプコン 監査等委員会

常勤監査等委員 平尾 一 氏 ㊞

常勤監査等委員 岩崎 吉 彦 ㊞

監査等委員 松尾 眞 ㊞

(注) 監査等委員岩崎吉彦、監査等委員松尾眞は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

大阪府中央区天満橋京町1番1号

大阪キャッスルホテル 6階会場

電話 (06) 6942-2401(代表)



◎地下鉄谷町線「天満橋駅」

◎京阪電車 京阪本線・中之島線「天満橋駅」

北改札口から2番出口を出て12番出口より左に50m

西改札口から11番出口より右に15m

東改札口から12番出口より左に50m

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



この報告書は、環境に配慮し、
植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。